

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

04

2023

4月は入学や就職、転勤等、新生活が始まる季節です。心も新たに頑張っていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



インボイス制度の準備は進んでいますか？

- ◆割増賃金率の引き上げに伴い必要となる対応を確認
- ◆新規学卒者の産業別給与データ
- ◆情報セキュリティ10大脅威と企業の対策

インボイス制度の準備は進んでいますか？

インボイス制度の開始まであと半年となりました。準備は進んでいますでしょうか。今回はインボイス制度の基本を振り返りながら、進捗の確認をしましょう。

インボイス制度とは

インボイス制度とは、原則として、消費税の適用税率や税額等を正確に知らせるための書類である適格請求書等（以下、インボイス）を、下表のそれぞれの立場で保存する制度のことをいいます。

売手	消費税の課税事業者である買手からの求めに応じてインボイスを交付し、その写しを保存（交付できるのは、適格請求書発行事業者のみ）
買手	仕入税額控除を適用するために交付を受けたインボイスを保存

このように、それぞれの立場で準備が異なります。

売手の場合

(1) 誰が交付できるのか

適格請求書発行事業者は登録制であり、消費税の課税事業者でなければ登録申請することができません。そのため、免税事業者は、インボイスを交付することはできません。

インボイスの交付を求めるのは課税事業者であることから、売る相手が消費者等であれば、適格請求書発行事業者になる必要はありません。他方、売る相手が課税事業者の場合は、大抵の場合、適格請求書発行事業者になる必要が生じてきます。特に売手が免税事業者の場合は、適格請求書発行事業者になるために課税事業者となるか否かを検討する必要があります。

(2) 登録手続

インボイス制度の開始日（10月1日）を登録日とするためには、9月30日までに登録申請をする必要があります。

登録を済ませたら、買手に対して登録した旨や、交付するインボイスの種類などの情報を共有しておくとい良いでしょう。

(3) インボイスの準備

適格請求書発行事業者になった場合には、どの書類をインボイスとするのか検討し、準備します。インボイスには必須となっている記載内容の他、消費税の端数処理のルールなどがあります。システムを利用する場合、写しの保存方法も含めて改修などの対応が済んでいるか、確認しましょう。

(4) 納税計算

売上に係る消費税額を計算する方法は、割戻し計算と積上げ計算があります。次頁（5）とあわせて検討しましょう。

【主なチェックポイント】

適格請求書発行事業者の検討は済んだか

（以下は、適格請求書発行事業者の場合）

登録申請はしたか（いつ申請するか決めたか）

インボイスとする書類の決定等、準備は済んだか

買手に対して、登録事業者となった旨やインボイスとなる書類などの情報を共有したか

売上に係る消費税額の計算方法は決めたか

買手の場合

(1) 簡易課税制度の検討

免税事業者が課税事業者となった場合には、消費税の納税計算が必要となります。これまでよりも事務負担が増えるため、売上だけで納める消費税額が計算できる「簡易課税制度」の適用を検討しましょう。

「簡易課税制度」を適用する場合は支払関係のインボイスの保存が不要となるため、以下の検討は不要です。

(2) 免税事業者への対応

インボイスの交付が依頼できない免税事業者との取引について、見直すか否かの検討は済んでいますか。独占禁止法等の観点から、一方的な通告は禁止されています。交渉の際にはご注意ください。

(3) インボイスが必要な取引を抽出

3万円未満の自動販売機による飲料購入や公共交通機関の切符購入など、インボイスが不要な取引を除き、原則としてインボイスの保存が必要となります。

ただし、基準期間（個人は前々年・法人は前々事業年度）における課税売上高が1億円以下等一定の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間、税込1万円未満の少額取引について、インボイスの保存を不要とする特例があります。

このように、インボイスが必要な取引と不要な取引とが混在します。インボイスが必要な取引を抽出し、どのようなインボイスの交付を受けるのか、事前に確認しておきましょう。その際、インボイスが確実に経理担当者へ渡るよう、社内の流れもしっかり確認しておく、開始後の混

乱が防止できます。

(4) 書類の保存方法等の検討

インボイス制度開始後、消費税の計算においては、以下の3つの書類に大別されます。

- インボイス
- 区分記載請求書（免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受ける場合）
- 上記以外

これらをどのような形式で受け取り、どう保存するのか、電子帳簿保存法の適用も踏まえて検討されるとよいでしょう。

(5) 納税計算

仕入に係る消費税額を計算する方法も、割戻し計算と積上げ計算があります。前頁（4）とあわせて検討しましょう。

【主なチェックポイント】

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 簡易課税制度の適用は検討したか |
| (以下は、簡易課税制度を選択しなかった場合) |
| <input type="checkbox"/> 免税事業者に対する交渉は終了しているか |
| <input type="checkbox"/> インボイスが必要な取引を抽出し、どの書類がインボイスに該当するか、社内の流れも確認したか |
| <input type="checkbox"/> 書類の保存方法等を検討し、準備は行ったか |
| <input type="checkbox"/> 仕入に係る消費税額の計算方法は決めたか |

なお、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けて、登録日から課税事業者となるなど一定の事業者は、最長約3年の間、消費税の納税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例措置があります。この特例は事前の届出が不要で、申告の際に選択する旨を申告書に付記することで適用できます。この点も、あわせてご確認ください。

今回ご案内したインボイス制度の詳細や簡易課税制度の概要は、別途、特別号をご用意しております。そちらもご確認いただきながら、きたるべきインボイス制度のスタートに備えましょう。

割増賃金率の引き上げに伴い 必要となる対応を確認

いよいよ4月より、中小企業においても1ヶ月60時間を超える時間外労働（法定時間外労働に限る。以下同じ）に対して50%以上の割増賃金率による割増賃金の支払いが求められます。必要となる対応ができているか、確認しましょう。

就業規則の変更と算出方法

割増賃金率は賃金の計算に関する事項として、就業規則に記載が必要です。1ヶ月60時間を超える時間外労働を命じることがあるときは、就業規則を変更します。厚生労働省のモデル就業規則では、以下のような規定例になっています。

【割増賃金】

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働 60 時間以下・・・25%
- ② 時間外労働 60 時間超・・・50%
(以下、略)

なお、1ヶ月60時間を超える時間外労働は、1ヶ月の起算日から時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から対象となります。算出例は右のカレンダーのとおりです。

システムの設定変更

労働時間数を自動的に集計する機能のある勤怠管理システム等を導入している場合は、1ヶ

月60時間を超える時間外労働時間数を別途集計する必要があります。勤怠管理システムの設定を確認し、必要なタイミングでの変更を忘れないようにしましょう。

勤怠管理システム等を導入していない場合は、1ヶ月60時間を超える時間外労働時間数の集計もれがないように、集計表に集計欄を追加するなどの対応が必要です。

また、給与計算システム等も、1ヶ月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%以上で計算されるように、設定の変更が必要です。

未対応の場合は早めに実施しましょう。

【具体的な算出例】

- ・1ヶ月の起算日が毎月1日、法定休日は日曜日
- ・カレンダー（月～土）の時間数は、時間外労働時間数

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑1ヶ月60時間を超える時間外労働
時間外労働(60時間以下)割増賃金率:25% 該当時間数:60時間
時間外労働(60時間超)割増賃金率:50% 該当時間数:10時間

今回の割増賃金率の引き上げに対し、割増賃金の計算が正しい内容で行われているか（割増賃金の対象となる賃金、分母の所定労働時間数）、そして、それに沿った給与計算システム等の設定が行われているかを今一度点検し、問題があれば改善しましょう。

新規学卒者の産業別給与データ

人材の獲得や流出防止などのため、企業で賃上げの動きが活発になっています。ここでは新入社員を迎える時期に合わせ、新規学卒者（以下、新卒者）の給与に関するデータをみていきます。

学歴計は20万円程度に

今年2月時点での最新調査結果※から、10～99人規模の事業所における新卒者の所定内給与額をまとめると下表のとおりです。

学歴計の産業計は男性が202.8千円（前年比2.6%増）、女性が197.7千円（同1.1%増）でした。産業別にみると、男性・女性ともに情報通信業が最も高くなりました。

高校卒は20万円未満が多い

高校卒の産業計は男性が181.5千円（前年比0.7%増）、女性が171.3千円（同0.5%減）

となりました。産業別にみると、男性は教育、学習支援業が、女性は電気・ガス・熱供給・水道業が最高です。

大学卒は20万円を超える

大学卒の産業計は男性が219.6千円（前年比4.2%増）、女性が212.1千円（同1.2%減）でした。産業別にみると男性は情報通信業が、女性は学術研究、専門・技術サービス業が最も高くなりました。なお女性はすべての産業で20万円を超えています。

今年の新卒者の給与はどのようなのでしょうか。

産業別学歴別新卒者の所定内給与額（2021年6月分、千円）

	学歴計		高校		大学	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
産業計	202.8	197.7	181.5	171.3	219.6	212.1
建設業	202.5	188.9	189.8	172.0	221.6	210.1
製造業	188.1	179.2	176.0	169.5	210.0	202.5
電気・ガス・熱供給・水道業	187.8	202.7	174.5	188.1	205.1	208.5
情報通信業	221.7	210.6	172.9	179.2	227.4	217.3
運輸業、郵便業	188.7	187.9	166.2	174.9	222.5	211.3
卸売業、小売業	210.3	195.4	172.5	169.8	222.7	209.9
金融業、保険業	211.4	197.6	-	164.8	210.4	211.7
不動産業、物品賃貸業	217.8	204.6	187.8	170.9	221.6	225.4
学術研究、専門・技術サービス業	203.9	205.7	178.7	165.3	221.5	226.3
宿泊業、飲食サービス業	179.4	190.0	177.0	167.5	187.1	220.6
生活関連サービス業、娯楽業	189.5	190.3	163.5	165.1	207.3	203.5
教育、学習支援業	212.7	205.6	233.9	178.1	214.5	213.7
サービス業（他に分類されないもの）	212.2	188.9	202.6	178.2	221.6	201.9

厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」より作成

※厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」

全国の約78,000事業所を対象にした調査で有効回答率は72.0%です。所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450091&tstat=000001011429>

情報セキュリティ10大脅威と企業の対策

ここでは、今年1月に独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA）が発表した「情報セキュリティ10大脅威2023」^{※1}の結果と、企業が行っているデータセキュリティなどへの対応状況を見ていきます。

脅威の1位はランサムウェア

上記発表は、2022年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける脅威を、組織向けと個人向けに分けてIPAがまとめたものです。そのうち、組織向けの情報セキュリティにおける10大脅威は、表1のとおりです。

【表1】組織向け情報セキュリティの10大脅威

1位	ランサムウェアによる被害
2位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
3位	標的型攻撃による機密情報の窃取
4位	内部不正による情報漏えい
5位	テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃
6位	修正プログラムの公開前を狙った攻撃（ゼロデイ攻撃）
7位	ビジネスメール詐欺による金銭被害
8位	脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加
9位	不注意による情報漏えい等の被害
10位	犯罪のビジネス化（アンダーグラウンドサービス）

IPA「情報セキュリティ10大脅威2023」より作成

IPAによると、ランサムウェアによる被害は、3年連続で1位ということです。以下、サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃や、標的型攻撃による機密情報の窃取が続いています。

IPAでは「ランサムウェアの感染経路は多岐に渡るため、ウイルス対策、不正アクセス対策、脆弱性対策などの基本的な対策を、確実かつ多層的に適用することが重要」としています。

企業のセキュリティ対応は

次に、総務省の調査結果^{※2}から企業のデータセキュリティやウイルスへの対応状況を見ると、回答企業の97.3%がデータセキュリティ等への対応を行っており、具体的な対応方法の上位をまとめると、表2のとおりです。

【表2】データセキュリティやウイルスへの対応状況（複数回答、%）

端末にウイルス対策プログラムを導入	82.3
サーバにウイルス対策プログラムを導入	61.0
ID、パスワードによるアクセス制御	56.5
ファイアウォールの設置・導入	51.0
社員教育	49.5
セキュリティポリシーの策定	42.8
OSへのセキュリティパッチの導入	42.6

総務省「令和3年通信利用動向調査（企業編）」より作成

パソコンなどの端末にウイルス対策プログラムを導入が82.3%、サーバにウイルス対策プログラムを導入が61.0%と、ウイルス対策プログラムの導入が上位になりました。その他、ID、パスワードによるアクセス制御、ファイアウォールの設置・導入も50%を超えています。

セキュリティ攻撃を受けた場合、被害は自社だけにとどまらないケースもあります。自社の状況に応じて、必要な対策を講じていくことが不可欠です。

※1 独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威2023」
2023年1月に発表されました。詳細は次のURLのページから確認いただけます。
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2023.html>

※2 総務省「令和3年通信利用動向調査（企業編）」
2022年5月に発表された2021年9月末時点の調査結果です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200356&tstat=000001165891&cycle=0&year=20210&month=0&class1=000001165892>

お仕事備忘録

WORK REMINDER

4月から新入社員を受け入れる事業者は、人事担当者が忙しくなる時期です。社内のコミュニケーションを強化し、調整しながら進めましょう。また、月末からの大型連休に備え、休業日状況の確認を行いましょ。

01 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率引き上げ（中小企業）



2023年4月より、中小企業の月60時間を超える時間外労働（法定時間外労働に限る）の割増賃金率が、25%から50%へと引き上げられます。

02 賃金のデジタル払い解禁



2023年4月より、賃金を銀行口座ではなく「〇〇ペイ」などのキャッシュレス決済口座に振り込むことが可能となります。実際にデジタル払いを行うには、労使協定の締結や従業員の同意などの条件を満たす必要があります。

03 男性育休の取得率の公表義務化



2023年4月より、常時雇用する労働者が1,000人を超える企業は、男性の育児休業・育児目的休暇の取得状況を年1回公表することが義務づけられます。

04 給与支払報告に係る給与所得者異動届出



住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日（2023年は4月17日）までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

05 社会保険料率の変更



2023年度の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き上げとなります。協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分（4月納付分）からの適用となります。

06 労働者名簿の調製



新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

07 年次有給休暇の付与（4月1日付けで一斉付与の場合）



4月1日付けで年次有給休暇を一斉に付与している場合は、勤続年数に応じた日数の付与を行いましょ。

取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。

日	曜日	六曜	項目
1	土	赤口	
2	日	先勝	
3	月	友引	
4	火	先負	
5	水	仏滅	清明
6	木	大安	
7	金	赤口	
8	土	先勝	
9	日	友引	
10	月	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限 (3月分)
11	火	仏滅	
12	水	大安	
13	木	赤口	
14	金	先勝	
15	土	友引	
16	日	先負	
17	月	仏滅	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出期限
18	火	大安	
19	水	赤口	
20	木	先負	穀雨
21	金	仏滅	
22	土	大安	
23	日	赤口	
24	月	先勝	●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日 (口座振替の場合)
25	火	友引	
26	水	先負	
27	木	仏滅	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日 (口座振替の場合)
28	金	大安	
29	土	赤口	昭和の日
30	日	先勝	●固定資産税 (都市計画税) の第1期分の納期限 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限 (3月分) (5月1日期限) ●労働者死傷病報告書の提出 (休業4日未満の1月~3月の労災事故について報告) (5月1日期限)